

水質検査結果のお知らせ

【問合せ先】
上下水道課
☎22-1200



市では、安全な水をみなさんにお届けするため、定期的に水質検査を行っています。今年度行った水質検査の結果は、全ての項目で基準に適合していました。水質検査の詳細については、上下水道課(落合浄水場)でご覧いただけます。

平成19年度 全項目水質検査結果

水道水水質基準項目	基準値 (mg/L)	落合系		河内系		水道水水質基準項目	基準値 (mg/L)	落合系		河内系	
		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)			(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	26 総トリハロメタン	0.1以下	0.03	0.01未満				
2 大腸菌	検出されないと	検出されない	検出されない	27 トリクロロ酢酸	0.2以下	0.02未満	0.02未満				
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	28 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	0.004				
4 水銀及び水銀化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	29 プロモホルム	0.09以下	0.009未満	0.009未満				
5 セレン及びセレン化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	30 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満				
6 鉛及び鉛化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	31 亜鉛及び亜鉛化合物	1.0以下	0.01未満	0.01未満				
7 ヒ素及びヒ素化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	32 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	0.02未満				
8 六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	33 鉄及び鉄化合物	0.3以下	0.03未満	0.03未満				
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	34 銅及び銅化合物	1.0以下	0.02未満	0.02未満				
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.5	1.2	35 ナトリウム及びその化合物	200以下	9.3	13				
11 フッ素及びフッ素化合物	0.8以下	0.08未満	0.08未満	36 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満				
12 ホウ素及びホウ素化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	37 塩化物イオン	200以下	9.4	9.7				
13 四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	36	59				
14 1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	39 蒸発残留物	500以下	80	120				
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	40 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	41 ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満	0.00001未満				
17 ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満	0.00001未満				
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	43 非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満				
19 トリクロロエチレン	0.03以下	0.002未満	0.002未満	44 フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満				
20 ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	45 有機物(全有機炭素TOCの量)	5以下	0.6	0.5未満				
21 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	46 pH値	5.8~8.6	7.4	6.9				
22 クロロホルム	0.06以下	0.017	0.006未満	47 味	異常でないこと	異常なし	異常なし				
23 ジクロロ酢酸	0.04以下	0.004未満	0.004未満	48 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし				
24 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	49 色度	5度以下	1度未満	1度未満				
25 臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	50 濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満				

※落合系(下田地区、浜崎地区、本郷・中、朝日地区、稲稗地区、河内・高馬、白浜地区)、河内系(蓮台寺、立野、大沢) 未満のついている数値は、測定量の限界値です。

「しずおか子育て優待カード」 県内全市町で展開中

子育て優待カードは、県内全ての協賛店舗で利用できます
協賛店舗は県ホームページに掲載されています
<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-240/>

協賛店舗募集中

「しずおか子育て優待カード」事業は、18歳未満の子供を持つ保護者及び妊娠中の人に配布され、18歳未満の子供を同伴した保護者や妊娠中の人が、カードを協賛店で提示すると店舗・施設が独自に定めた特典やサービスを受けることができる事業です。

この事業の趣旨に賛同し、子育て家庭を支援していただける協賛店舗・施設を募集しています。(9月1日現在、市内で48の店舗・施設に協賛いただいています)

対象 買い物、飲食、宿泊、遊び、学び、観光などで保護

者と子供との利用が見込める店舗や施設で、子育て中や妊娠中の方に割引や優待などのサービスを提供していただける店舗や施設など。

サービス内容 協賛店舗や施設が無理のない範囲で自由に設定していただきます。

【特典の例】「日は%引き」、「ポイント倍」、「飲料一杯サービス」、「入場料の割引」など

協賛店舗、施設には、県で作成した協賛ステッカーを配布します。(ステッカーには、提供する特典の内容を記載し、掲示をお願いします)

市・県のホームページに掲載 協賛店舗、施設の名称や所在地、特典内容を、県・市ホームページに掲載する他、一覧表にして対象の子育て家庭に配布します。協賛金等は不要です。

申込方法 福祉事務所、下田商工会議所にある所定の申込書に必要事項を記載し、福祉事務所までファックス、郵送等でお申し込みください。

申込・問合せ先
福祉事務所社会福祉係
☎22216
FAX 23910

平成20年 下田市成人式

下田市では、新成人を祝福する「成人式」を開催します。

日時 平成20年1月13日(日)
午前11時

場所 市民文化会館大ホール

平成19年成人式



対象者 昭和62年4月2日、昭和63年4月1日生
下田市に住民登録(平成19年9月6日現在)のある対象者には案内状をお送りします。

下田市に住民登録をされていない対象者で、下田市での成人式に参加を希望される方は、教育委員会生涯学習課に電話にてお申し込みください。

申込期限 11月16日(金)
申込・問合せ先
教育委員会生涯学習課
☎25055

11月は「静岡県青少年健全育成強調月間」です — あいさつをかわしてつくる 地域の輪 —

情報化、消費社会化が進行し、子供たちを取り巻く環境にも大きな影響をおよぼしています。このような社会の変化の中で、青少年の非行、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待など様々な問題が深刻化しています。

地域ぐるみで子供の育成を次代を担う子供たちが、思いやりの心と自尊感情を育みながら、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長することは、私たちの願いです。子供たちの健全な育成のためには、家庭や学校、行政だけでなく、地域や職場など社会全体が一体となって青少年健全育成を展開していくことが必要です。

思春期で心が不安定である青少年は、時としてその不安定さから道を外れそうになったり、横道にそれたりします。その時に周りにいる大人が軌道修正できるように、子供たちを導いてやるのが大切です。厳しくも温かい姿勢で子供たちを見守っていきましょう。

あいさつ運動にご協力をお願いします

青少年健全育成強調月間にあわせ青少年育成キャンペーン(あいさつ運動)を実施します。

日時 11月1日(木)
午前7時10分～午前7時50分

場所 市内全小学校前

内容 あいさつ運動
お願い 児童生徒の登校時、下校時になどに身近な地域でのあいさつ運動にご協力をお願いします。

夕方には補導員による街頭キャンペーンが行われます。

問合せ先
教育委員会生涯学習課
☎25055



昨年のあいさつ運動の様子

雇用保険被保険者のみなさん 雇用保険法が変わります!

雇用保険法が改正され、10月1日から施行されます。主な改正内容は次のとおりです。

雇用保険の受給資格要件が変わります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。これに伴い、平成19年10月1日以降に離職された方は、原則として離職日前2年間に12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要となります。

ただし、倒産・解雇等により離職された方は、6月(各月11日以上)の被保険者期間となります。

育児休業給付の給付率が上がります

給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。このうち、育児休業期間中に支給される育児休業基本給付金については、これまでどおり30%とし、職場復帰後に支給される職場復帰給付金10%が

平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

なお、育児休業給付の支給を受けた期間は失業給付の基本手当の算定基礎から除外されます。(平成19年3月31日以降に育児休業を開始された方に適用)

教育訓練給付の要件・内容が変わります

平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方についての支給要件を、被保険者であった期間3年以上、支給率を20%(上限10万円)とします。

ただし、当分の間、教育訓練支給の受給が初めての方に限り、被保険者であった期間を1年以上に緩和します。

問合せ先
八戸ワーク下田管理課雇用係
☎20288